

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、この期間、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

【問合せ】石垣税務署 82-3074

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）をお忘れなく

- 納期 令和2年11月2日（月）～11月30日（月） -

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、11月16日（月）までに、「予定納税額の減額申請書」を所轄税務署に提出してください。

消費税の届出はお済みですか？

令和元年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和3年分の消費税の申告・納付が必要です。

令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、令和3年分は消費税の課税事業者になります。なお、特定期間の1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



【ご注意ください！】

一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。この機会に是非、ご利用をお願いします。

※各納付手続の詳細は、国税庁ホームページ以下の箇所でご案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」（各ページのQRコードをご利用ください。）

クレジットカード納付

専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付できます。

※納付額に応じた決済手数料がかかります。



ダイレクト納付

事前に届け出た預貯金口座から e-Tax を利用して即時または期日を指定して納付できます。

事前手続

e-Tax



振替納税

事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※個人の申告所得税・消費税にのみ適用されます。



事前手続

インターネットバンキング

事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※個人の申告所得税・消費税にのみ適用されます。

e-Tax

事前手続 事前手続きが必要。 e-Tax e-Tax でのご利用となります。

※QRコードは楽天グループ株式会社の登録商標です。

沖縄国税事務所・税務署